

# 契約の取消しとクーリング・オフ

契約は一方的に取消しはできませんが、当事者が合意すれば、契約を取消しすることができます。  
また、法律により契約の無効や取消しを主張できるものは、次のとおりです。

## 1 民法により契約の無効や取消しができる

- (1) 泥酔して契約した場合
- (2) 間違えて価格・商品名を書いた場合
- (3) だまされたり脅迫されたりした場合
- (4) 相手が契約を守らない場合
- (5) 未成年者(婚姻をしていない20歳未満の者)の契約



## 2 消費者契約法による契約の取消しと無効

意思表示は、だまされたと気づいたときから6か月、契約締結から5年以内に!

取消しができる

- ・ 不実告知
- ・ 断定的判断
- ・ 不退去
- ・ 退去妨害

無効となる

- ・ 賠償を免除、制限する条項
- ・ 法外なキャンセル料
- ・ 高額な遅延損害金(年14.6%を超える場合は無効)
- ・ 消費者の利益を一方的に害する条項



## 3 消費者を守るクーリング・オフ

訪問販売などの契約後、必要がない契約だったと思った時に消費者から一方的に契約の解除ができる制度です。



「クーリング・オフ」とは頭を冷やして考え直すこと。  
一定期間内で(原則8日以内)で要件を満たしていれば書面で通知することにより、無条件で契約解除できる制度

### クーリング・オフの方法(はがきの記載例)

- クレジット契約の場合は信販会社へも通知 ●コピーを取っておく
- 「配達記録郵便」は郵便局の窓口から郵送

記載例(うら)

契約解除通知

私は貴社と次の契約をしましたが、解除します。

契約年月日

商品名

契約金額

私が払った代金は返還してください

受け取った商品はお引取りください

住所

年

月

日

氏名

記載例(おもて)

郵便はがき

〇〇市 〇〇区

〇〇株式会社

町

番地

代表者

様

配達記録郵便

特定商取引法の種類	クーリング・オフの期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス) <b>中途解約の規定あり</b>	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法) <b>中途解約の規定あり</b>	
業務提携誘引販売取引(内職商法、モニター商法)	
通信販売(新聞、雑誌、インターネット等)	クーリング・オフの適用なし

### クーリング・オフができない場合

1. 小売店などに行って購入した
2. 通信販売(インターネット販売)
3. 指定外の商品、サービス
  - ・3,000円未満の現金取引
  - ・化粧品など消耗品を使用した場合
  - ・乗用自動車



消費者契約のことで困ったことや、おかしいと思ったことがあったら相談してください。

## 横浜市消費生活総合センター

横浜市港南区上大岡西1-6-1

消費生活相談(年末年始、祝日を除く9:30~16:00)

TEL 045-845-6666 FAX 045-845-7720

ホームページ <http://www.yokohama-consumer.or.jp>

消費者教育学習資料(高校生用)

編集:消費者教育推進ワーキンググループ

発行:横浜市経済観光局 消費経済課

電話045-671-2568 FAX045-664-9533

<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/kurasi>



平成18年4月広報印刷物第170628号 このリーフレットは、古紙配合率100%再生紙、大豆インクを使用しています。